

第6回 眼の水晶体の被ばく 限度の見直し等に関する検討会	資料 1
令和元年8月1日	

場所に係る測定について

5.2.水晶体の等価線量を算定するための実用量

①3mm線量当量による測定

(1)場所に係る測定

4.1 を踏まえれば、 $H'(3)$ については、事業者等が簡易に測定できる環境が整っているとは言い難い。また、個人の線量が適切に測定されていれば水晶体の等価線量は十分適切に管理できると考えられるほか、1cm 線量当量又は70 μ m 線量当量のどちらか、またはその両方により、場所については保守的に評価することができる。

これらを踏まえれば、今後の国際規格の整備状況等を注視する必要があるものの、現時点においては $H'(3)$ を法令に取り入れる必要性は薄いと考えられる。

ただし、東京電力福島第一原子力発電所のような特殊な作業環境において、事前に作業者の被ばく評価をする等のために、事業者等が自主的に $H'(3)$ を測定することを妨げるものではない。

電離放射線障害防止規則における作業環境測定（現行法令）

- 場所に係る測定として、電離放射線障害防止規則において作業環境測定を規定している。
- 同規則第54条第3項において、測定等については1cm線量当量(率)とする。ただし、70 μ m線量当量(率)が1cm線量当量(率)の10倍を超えるおそれがある場所においては、それぞれ70 μ m線量当量(率)について行う旨を規定している。

電離放射線障害防止規則（作業環境測定に係る規定の概要）

放射線業務を行う作業場のうちの管理区域について、1月以内（放射線装置を固定等の要件を満たすときは、6か月以内）ごとに1回、外部放射線による線量当量率又は線量当量を測定し、記録し、5年間保存

（注）放射性物質取扱作業室等は、放射性物質濃度を測定

電離放射線障害防止規則第54条第3項

第1項の測定又は前項の計算は、1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。ただし、前条第1号の管理区域のうち、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれがある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行うものとする。

平成13年3月30日付け基発第253号

第3項のただし書については、皮膚の等価線量限度が実効線量限度の10倍であることから、70 μ m線量当量(率)が1cm線量当量(率)の10倍を超えるおそれのある場所では、実効線量が限度を超えるおそれよりも皮膚の等価線量が限度を超えるおそれの方が大きいので、当該場所では70 μ m線量当量(率)を測定、確認していれば1cm線量当量を測定、確認する必要はないという趣旨であること。

意見具申を踏まえ、場所に係る測定について、現行の制度を維持することとしてはどうか。